

第13回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会 議事要旨

1. 日 時 平成 25 年 2 月 7 日 19:00-21:00
2. 場 所 武蔵野商工会館 4 階 市民会議室
3. 出席者 構成員 15 名（敬称略）
濱本勇三、井部文哉、中村和子、河田鐵雄、古谷圭一、大島陽一、
西村まり、糸井守、黒木泰二郎、城戸毅、小林英一郎、佐薙誠、
堀井建次、恩田秀樹、小口新吾

4. 資料一覧

次 第

- 資料 13-1 第12回議事録
- 資料 13-2 第12回議事要旨
- 参 考 資 料 第12回ご意見カード

（再配布資料）

- 第3回資料5 武蔵野地域に関する現状・課題データについて
- 第3回資料6 「外環の地上部街路に関する話し合いの会提出資料」への回答
- 第3回資料7 外環の地上部街路の整備に係る課題等（武蔵野市提出資料）
- 第3回資料9 外環-2のモデル道路の例（古谷構成員提出資料）
- 資料 4-6 東京都都市整備局提出「武蔵野地域に関する現状・課題データについて
〔資料5〕に対する意見」（古谷構成員提出資料）
- 資料 8-4 東京都整備局のモデル道路 第3回話し合いの会資料Ⅲ-6 調査結果
（古谷構成員提出資料）
- 資料 9-3 東日本大震災を踏まえた道路の必要性について
- 資料 9-4 地上部街路に関する必要性（整備効果）データについて（武蔵野市版）
- 資料 9-5 外環の地上部街路（外環ノ2）についての主張（確認）
（濱本構成員提出資料）
- 資料 9-6 東京外かく環状道路の主な経緯（「外環の2」「武蔵野市」を中心にして）
（西村構成員提出資料）
- 資料 10-3 外環ジャーナル9号
- 資料 10-4 外環の地上部街路について
- 資料 10-5 都に対しての質問・要望事項について
- 資料 10-8 第10回話し合いの会に向けての質問（城戸構成員提出資料）
- 資料 10-9 外環の2周辺における地域危険度について（黒木構成員提出資料）

5. 議事

冒頭に、小口構成員から「検討の進め方に関する都の考え方」について、第1回目のこの会において、廃止を含めまして、この道路の必要性やあり方について、広く意見を聞きながら検討を進め、東京都としての方針をとりまとめていくという都の考え方に変更がないという説明が行われ、その後、次第に沿って下記の通り話し合いが行われた。

A. 議事録及び議事要旨について

(古谷) 議事要旨 9 ページの「C. 構成員と事務局について」の部分で、何度か訂正の申し出をしていたが、訂正の申し出が一人しかいない等の理由で訂正されていない。このまま記録されてしまうと趣旨と異なってしまうため、私は承認できません。(3-4 ページ)

(糸井) 議事録、議事要旨を確認する作業は非常に大変であるため、確認していただいている構成員の方に頼ってしまっている部分もあり、訂正事項を挙げないからといって、全く意見がないわけではないということは分かっていたきたい。

聞き取った音声をそのまま表記することによって、明らかに誤記となる部分等の修正はあらかじめ見てもらいたい。(4 ページ)

(河田) 古谷構成員が指摘している部分で、私もFAXで意見を送っているが、どのような理由で、私および古谷構成員の意見が反映されていないのか説明していただきたい。(5-6 ページ)

(西村) 大泉ジャンクション付近の案内図と詳細図について、議事録、議事要旨の中に資料として位置付けて欲しい。(4-5、6 ページ)

これに対して、司会者からは、以前も言った通り、議事録、議事要旨の内容については話し合いの会に入る前に、お互い協力しあってきちんと調整していただきたい。今回については、もう一度精査した上で出していただくこととして、承認はしないということによろしいかという確認があった。(6 ページ)

さらに議事録に対して、下記の通り意見があった。

(古谷) 前回、大泉ジャンクション付近の1キロ区間の事業化について、この会以外で話し合われている内容や情報を知らされないままの議論になった。杉並区の話し合いの会で東京都や古川さんが提示した資料をこちらにも出していただきたい。その上で初めて私たちは議論できるのです。(6-7 ページ)

(糸井) 市民にとって分かりやすい資料を作してほしい。今までの資料は、話し合いの会で議論する資料としては不足している。(7 ページ)

(河田) 議事録、議事要旨をまとめる上で、事務局と構成員一人ひとりがやりとりすると時間がかかる。もっと効率的に行うために、事務局と構成員それぞれ

れの代表者間でどんな意見をどういうふうに生かしていくかなど打合せを行っていく方法を取ったらどうか。(8 ページ)

構成員の代表になった人は、構成員のいろんな細かい意見も全部その人が吸い上げて、事務局とやれば公平になる。今は事務局のブラックボックスの中で議事要旨ができています。それがいけない。(10-11 ページ)

(小林) 議事録は発言した人の真意が伝わるかどうかが一番大事であるため、代表者間での調整というのは基本的におかしい。他の人が発言した部分を他のまた第三者が修正するなんてことはあってはならない。(8 ページ)

(糸井) 事務局と構成員の代表者間でまとめることについては、正式な会議等で選任される議事録署名人の制度と同じであるため、いいのではないかと。(9 ページ)

(大島) 私は東町 3 丁目を代表して、応募して、選ばれて来ている。私の意見は東町 3 丁目の意見を反映したものであり、その発言内容が的確に表現されていない場合に指摘すればよいのではないかと。構成員の代表者に任せるとするのは適当とは思えない。(9 ページ)

(古谷) 議事録は本当に良くなってきました。問題は議事要旨です。準備会で提示された議事要旨は住民の質問に対してこう答えたというだけの要旨であり、住民側からの提案等が抜けており、不十分なものであった。そのため、私は拒否しました。その後作成された第 1 2 回議事要旨は不完全なものであり、構成員を代表したつもりで指摘した訂正事項も少数意見ということで反映されないものとなってしまっている。(9-10 ページ)

これに対して、司会者からは、第 1 2 回の議事録と議事要旨については、再度、事務局と構成員間で前もってよく調整し、今回は両方とも承認はしないということによるのかという確認があった。(10 ページ)

これに対し、小林構成員、佐薙構成員から下記の通り意見があった。

(小林) 個人の発言した意見は尊重していただき、基本的に個人が発言した趣旨を勝手に変更するようなことが起こらないようにしていただきたい。(11 ページ)

(佐薙) 議事録は確かに大切かも知れないが、もっと本題の議論を進めて欲しい。(12 ページ)

最後に、西村構成員から下記の通り意見があった。

(西村) 議事要旨の作成については、是非私たちに考えさせてください。一人ひとりの意見を議事要旨の中でどうこうするのではなく、皆さんから戻ってきたものをまとめる作業を、事務局と構成員の代表者で、半公開方式で行ったらどうかということです。(36 ページ)

B. 資料 8-4、資料 4-6 及び

外環の2大泉 JCT 付近の一部事業化と武蔵野区間との関連性について

古谷構成員から資料 8-4「東京都整備局のモデル道路」、資料 4-6「都作成課題データに対する意見」について説明が行われた。(13-19 ページ)

これに対して、小林構成員、佐薙構成員から下記の通り質問があった。

(小林) 古谷構成員の主張を私なりに要約すると、外環の2ができると、①道路周辺の環境は、モデル図のようなきれいなものにはならない。②公共バスも通るといって、事例もなく絵に描いた餅に過ぎない。③新設の街路でモデル図に描かれたように、平面的、立体的に、うまく行った事例はない。④都は交通、環境、防災などで効果が望めるというが、恐らく効果はない。以上4点より、外環の2は必要ないと解釈したが、それで間違いはないか。古谷構成員にお聞きしたい。

私自身もモデル図のようにはなりそうもないと感じてきている。都には、古谷構成員の主張に対して反論するところがあるのかないのか、あるのであれば是非聞かせていただきたい。また、これ以上話を詰めるのであれば、詳細な図面等の資料がない中、何を詰めていくのかお聞きしたい。(20 ページ)

(佐薙) 前回の資料で大泉ジャンクション付近 1 キロ区間の事業化について西村構成員が武蔵野市民に関係はないのかと質問したところ、東京都の赤見構成員は「関係ない」と回答しているが、外環の2が一步進んだということではないのか。外環の2の一部が着工されたというのに、これから何を議論するのか。推進側と廃止側と意見を話してもいつまでたっても解決しない。

また、この事業が進めば、何十年か先に技術屋とデザイナーはちゃんとした道路を作るといいます。古谷さんの説明は、これはこういうことがあります、こういうやり方もありますという話であって、私がむしろ知りたいのは、この沿線に緑地帯を作ったらどのような素晴らしい道路ができるのか写真を作って見せてもらいたい。

大泉ジャンクション付近 1 キロ区間で事業化された工事の正式名称を教えてください。

外環の2沿線で被収容者の可能性のある人と隣接する人を対象としたアンケートを実施して欲しい。(20-21 ページ)

小林構成員の上記質問に対し、古谷構成員からは小林構成員のまとめで正しいと思うという回答があり、小口構成員から、小林構成員、佐薙構成員の質問に対し、次の回答があった。

(小口) 小林構成員と佐薙構成員からの質問についてお答えさせていただきます。まず、1 点目は公共バスが通る新設道路はないということに関してですが、

都内において新設された都市計画道路に対して新たなバス路線が設置された事例は多々あると思います。外環の2（地上部街路）が整備された場合、バス路線になるかについては、今後の調整事項だと思います。

2点目として、モデル図の通りにならないのではないかとのお話ですが、幅員40メートルの道路での活用事例として、環状3号線播磨坂の桜並木（文京区）を紹介させていただきます。片側2車線で中央部分が幅約10メートルで桜並木となっており、遊歩道が整備されています。毎年桜の季節には官民一体で桜祭りが開催され、さまざまな催しを行って多くの人で賑わっております。その他の季節でも休憩施設などで多くの区民が楽しまれていると聞いています。

3点目として、整備効果はないのではないかとのお話ですが、今後、既に皆様にお届けしている必要性（整備効果）のデータを詳しく説明していきたいと考えています。

また、東京都としてこれ以上検討するつもりがあるのかとお話ですが、まずこの地域で何が問題なのか、その課題をどのように解決していくべきなのか、また道路を作った場合にはどのようなデメリットがあるのかなどを整理し、それらの課題は外環の2（地上部街路）を整備することで解決するのか、もしくは他の形で解決していくのかなどを皆様と話し合いをさせていただきながら考えていきたいと思っています。

続いて、佐薙構成員からの質問ですが、まず、大泉ジャンクション付近1キロ区間の工事認可の名称ですが、「外郭環状線の2」という名称です。

また、写真を作って見せて欲しいとのことですが、今後、皆様との話し合いを進めていく中で、イメージが湧くようなものをデータとして示していければいいと考えています。

さらに、沿道や都市計画線内の方々を対象としたアンケートを採るべきではないかとのことですが、この件については、まずは、この会で外環の2（地上部街路）をどういうふうに都市計画として定めていくのか、もしくは廃止するかといったことも含めて、検討しながら、また広く意見を聞きながら、最終的に決めていきたいと考えていますので、現時点でのアンケートの実施は考えておりません。（23-25ページ）

これに対し、佐薙構成員から下記の通り意見があった。

（佐薙） 私の言ったことを全然理解していない。外環の2として大泉ジャンクション付近1キロ区間で事業認可を受けているということは、寸刻みで南下してきて次々と事業認可を受けるといったことではないか。もう廃止の議論は無くなったということではないか。（25ページ）

これに対し、小林構成員から下記の通り意見、質問があった。

(小林) 確かに、外環の2は大泉ジャンクション付近 1 キロ区間で事業認可されましたが、残りの 8 キロ区間の工事施工については法的に担保されていないのではないか。その辺りを教えていただきたい。それによっては話し合いの会のやり方もだいぶ変わってくると思う。この話し合いの会を尊重していくという姿勢には都も武蔵野市も変わりはなく、廃止も含めて検討するという方針は合意しているはずである。

小口課長は分かりやすい資料を追加提出すると言っていたが、今まで出てきていないものが出てくるとは思えない。出てこないとする、この会の役目は終わるのではないか。その場合、話し合いの会としては反対の方が多数だと思いますので、外環の2については、これ以上施行すべきではないという結論が出る可能性が高いと思う。それ以上、何かあるのでしょうか。(26 ページ)

さらに、古谷構成員、糸井構成員、濱本構成員から下記の通り意見があった。

(古谷) 私は佐薙構成員が言われたとおり、練馬地域の清泉ジャンクション付近 1 キロ区間で事業認可、工事着工したということは、外環の 2 全体が認可になったということだと思います。練馬のように不十分な説明でも説明会を開催したという実績だけで決められてしまい、同じように武蔵野市でも手続きさえ踏めば進んでしまうということの問題とすべきではないか。武蔵野市が反対すればしばらくは中断するが、市長や議会が替わったら分からない。ここでの私たちとの約束が守られる保証はない。(27 ページ)

(糸井) 本来ここで話し合おうというのは、1 キロ区間の話が全くないところから出発したはずなのに、話し合いの会の議題に載せずに認可を受けたなんて、あり得ない話ではないか。なぜそんなことになったのかについて、説明してもらわないといけない。(27 ページ)

(濱本) 佐薙構成員の話も分かりますが、東京都からの最初の挨拶で、この会は外環の 2 の武蔵野地区の問題について話し合いをしたいとのことだったと思う。東京都としては、この武蔵野地区での話し合いの会をどのような考えで進めようとしているのか。佐薙構成員、小林構成員の話も含めて再度きちんとこの会の運営の仕方について説明していただきたい。(28 ページ)

これに対し、小口構成員から下記の通り回答があった。

(小口) まず、東京都のスタンスについては、冒頭でもご説明させていただいた通りです。この武蔵野の会はそのようなスタンスで進めたいと考えています。法的に担保されるのかどうかについては、あくまでも事業認可をいただいた区間は練馬区石神井町 8 丁目から東大泉 2 丁目の約 1,000 メートル

の区間です。当該区間にある都道の土支田通り、井草通りは幅員 4 メートルの一方通行の道路であり、歩道が全くなく、歩行者、自転車の安全性や円滑な交通が確保されていない状況です。一方、大泉ジャンクション地域では、インターチェンジやランプ整備のために用地買収が必要になり、外環の整備に伴い、その計画線内にある土支田通り、井草通りの機能が失われるため、その機能の確保が必要になってきます。また、外環本線と外環の 2（地上部街路）の両方にまたがる権利者の円滑な生活再建のためには、一体的な用地買収が必要となります。このようなことから、この区間について外環整備に合わせて上下 1 車線ずつの往復 2 車線の車道と、広幅員の緑地帯や歩道で構成される道路を、既存の都道の代替として整備することとなりました。これが 1 キロ事業化の理由です。（28-29 ページ）

これに対し、小林構成員から下記の通り質問があった。

（小林） 1 キロ部分の必要性、目的はわかりました。私が聞きたかったのは、1 キロ部分が法的に完全に認可されたとき、残りの 8 キロ部分は現在、法的にどういう位置付けになっているのかということです。（30 ページ）

これに対し、小口構成員から下記の通り回答があった。

（小口） 全てが 40 メートルではないのですが、40 メートルが標準幅員で、都市計画線が入って、都市計画制限がかかっているということです。（30 ページ）

これに対し、小林構成員から下記の通り質問があった。

（小林） ということは、1 キロ区間と 8 キロ区間は根本的に違います。名称だけは外環の 2 となっているが、法的な位置付けとしては、8 キロ区間については 1 キロ区間の工事着手前の状況と変わらないと理解していいのでしょうか。（30 ページ）

これに対し、小口構成員から下記の通り回答があった。

（小口） そう理解していただいて構わないと思います。（30 ページ）

これに対し、佐藤構成員から下記の通り意見があった。

（佐藤） 今さら言ってもしょうがないが、事業の名称が「外環の 2」で図面までできている。通常、わずか 1 キロ足らずで外環の 2 なんて事業を起こすわけではない。法的には 1 キロ 1 キロ寸刻みに事業認可を受けられる。収用法を

前提とした事業認可ではないから、強制力はない。従って、東京都は任意買収していかなければならない。(31 ページ)

これに対して、司会者からは、都市計画事業で事業認可をとったのであれば、土地の収用も可能となるとの指摘があった。(31 ページ)

これに対し、佐薙構成員、糸井構成員から下記の通り意見があった。

(佐薙) 都市計画と事業認定の手続きに相当するものを一緒に取ったということであれば、残りの 8 キロ区間も全部その事業の名称でやるということではないか。違うのであれば 1 キロ区間は違う名称にすればいい。(31-32 ページ)

会の終点はどういう形になるのか。廃止もあり得るなんてことはないのではないか。予算が付き次第、寸刻みで事業を進めていくのではないか。ごまかすことなく、堂々と納得のいくように説明してほしい。(32 ページ)

(糸井) これまでの道路はそのような形で進んできたから、ここについては一生懸命きちんとした会議をやりましょうということで、皆さん集まっているのではないか。(32 ページ)

これに対し、小口構成員から下記の通り回答があった。

(小口) 東京都としては 1 キロ区間は完全に分けて、残りの 8 キロ区間について引き続き皆様方と話し合いを進めていきたいと思っております。(33 ページ)

これに対して、司会者からは、この話し合いは今後のまちづくりをどうしていこうかという議論をしていくのかと思っていたが、なかなか入り口論でつかえてしまって提出された資料の説明もほとんどされていない。本来は、資料の説明を受け、皆さんの意見や考え方を整理することがこの会の終わりの形だと思う。高速部分がなくなった後、地上部をどうしようかっていう議論を是非してもらいたいとの問いかけがあった。(33 ページ)

これに対し、下記の通り発言があった。

(大島) 過去の議事録を読んでいただくと分かると思うが、廃止ということも議論するということを念を押しながら今まで来ている。たまたま 1 キロ区間が事業認可されたからといって、あきらめていたのでは、話し合いの会を 13 回やってきた意味がない。1 キロ区間は無視して、我々は 8 キロ区間の議論をしていきたいと思う。(34 ページ)

(濱本) 1 キロ区間が事業認可されたことは我々にはどうしようもないことなので、佐薙構成員の言われることも法律論としては分かるが、東京都の課長の話を採用して、この会は武蔵野市に関する外環の 2 について、どれだけ時間が

かかったとしても議論していくべきだと思います。(34 ページ)

(小林) このような理解でいいか確認したい。1 キロ区間は事業認可されたが、残り 8 キロ区間については、都市計画はあるけれども、まだ事業認可はされていない。この話し合いの会については、廃止を含めて議論することはやぶさかではない。ただし、この話し合いの会で、廃止の方向が望ましいという結論が出たとしても、それは都の判断とは別の問題である。この話し合いの会というのは、あくまでも都がこれからこの外環の 2 を進める上での重要な判断要素の一つとはしますが、基本的には都が判断しますということか。(34-35 ページ)

(糸井) 昭和 50 年代の中盤頃までは、行政が計画決定したものは市民がいかなる意見を持ってきても覆らないものだった。しかし、その後、武蔵野市内でも覆った事例がある。この会もきちんとした話し合いをしましょうということを出発したのではないか。武蔵野市もそういう考え方ではないのか。(35 ページ)

全体を通して、司会者から、都市計画決定された道路が、高速部分は地下式になっても地上部は 40 メートルのままであり、この 40 メートルが地域にとってどうなのかという議論をしたい。たくさん資料が出ているので、それぞれ説明していただき議論していかないと、話し合いの会を開催する意味がないのではないかと意見があった。(36-37 ページ)

C. その他（全体会、大深度法の申請、都知事の現地訪問）について

(糸井) 我々の他にも申し込んで外れた人もいるし、これだけ多くの皆さん（傍聴者）も来ていただいているということは、意見のある方がたくさんいるということである。そろそろ全体会をやっていただきたい。(35 ページ)

(西村) 今の糸井構成員の話は是非お願いします。
また、大深度法の申請の件と都知事の現地訪問の件は宿題になっていたと思います。(36 ページ)

これに対し、小口構成員から下記の通り回答があった。

(小口) 全体会を開催すべきというご意見が皆様から寄せられていることは承知しておりますが、まだ議論が深まっていないため、しっかりと掘り下げた議論を皆様方とやらせていただきながら、それをしっかり公表して、その上でもっと広く意見を聞いていきたいと考えており、現時点での全体会の開催は考えておりません。
知事の視察については、まずは、地域の皆様と話し合いを進めていくことが先決であると考えており、この会で意見交換をしていきたいと考えています。大深度法の申請については、事業者である国土交通省の構成員が欠席してお

りますので、次回にご説明があるかと思えます。(37-38 ページ)

6. 確認された事項

- 第 12 回議事録・議事要旨は未承認となり、再度、構成員に確認していただく。
- 次回は本日の次第3の③「資料 12-7 武蔵野地域に関する現状・課題データ集（改訂版）」から始める。

7. 次回以降に持ち越された事項

- 東京都提出資料（資料 12-7）の説明
- 西村構成員提出資料（資料 9-6、10-3、10-4）の説明
- 濱本構成員提出資料（資料 9-5）の説明
- 武蔵野市提出資料（第 3 回資料 7）の説明
- 城戸構成員提出資料（資料 10-8）の説明
- 黒木構成員提出資料（資料 10-9）の説明
- 東京都提出資料（資料 9-4）の説明
- 資料 10-5 に関する質疑
- 上記に関する意見交換